

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区において船舶を使用して釣りによりいか類を採捕すること（兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第7条第17号の小型いかつり漁業によるものは除く。）について、次のとおり指示する。

平成31年3月5日

但馬海区漁業調整委員会
会長 川越 一 男

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第73号

2 指示事項

指示する海域	集魚に使用する光力の制限		集魚灯設備の制限
	適用する水深帯	1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度	
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球9個 ただし、7月1日から9月30日までの間は6個	農林水産省令によりいかつり漁業の操業が禁止されている海域（以下「いかつり漁業禁止区域」という。）内において採捕する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、いかつり漁業禁止区域線まで	3キロワット以内の電球18個	
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球6個	
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球15個	
	水深200メートルからいかつり漁業禁止区域線まで	3キロワット以内の電球18個	

3 指示の有効期間

平成31年5月1日から平成34年4月30日まで

4 平成28年3月8日付け但馬海区漁業調整委員会指示第67号は、平成31年4月30日をもって廃止する。

委員会指示(船舶を使用していか類を釣る場合の光力制限)の概要図

農林水産省令によるいか釣り漁業禁止ライン(距岸約5万m線以浅)

